

# 令和6年度 入札・契約制度について

## 1. 最低制限価格等の算出方法について変更します。(2024年4月1日公募開始分から)

\* 公共工事の適正な履行の確保を目的として、工事における最低制限価格及び調査基準価格について次のとおり変更します。

(詳細については当ホームページ内『「最低制限価格」及び「調査基準価格」等の算出について』をご確認ください)

(1) 最低制限価格と調査基準価格の算出において、直接工事費の算入率及び設定範囲を変更します。

- ・直接工事費 95%→**97%**
- ・設定範囲 予定価格の85%~92%→予定価格の85%~**93%**

## 2. 入札参加要件の継続運用

\* 工事の品質確保を図るため、発注工種における経営事項審査(最新のもの)の完成工事高が、300万円未満の事業者について、入札参加を制限する要件設定を引き続き運用いたします。

《該当ランク》

ランクはCランクに登録されている業者

《対象工事：(税込み)》

土木一式・建築一式の工種 = 設計金額1,800万円以上2,200万円未満の工事

ほ装・造園の工種 = 設計金額800万円以上1,200万円未満の工事

※ほ装は、ほ装若しくは土木一式の実績で可

## 3. 総合評価競争入札本年度の試行概要

\* 総合評価競争入札では低入札価格調査を適用しています。

平成30年度から全ての案件で、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」を適用して、調査基準価格及び失格基準価格での適用としました。

\* 評価値の算出方法を変更しました。

特に必要と認める工事を除き、入札価格が調査基準価格(消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。)未満の場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算出します。

評価値=技術評価点÷入札価格(入札価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格)

×1,000,000

\* 総合評価入札の落札制限の設置

総合評価入札における受注機会の均等を図るため、同一開札日の同種工事については、1件落札後は無効とする落札制限を設けていますが、さらに徹底を図るため、総合評価入札による工事に限り、落札制限を設定します。

件数上限	総合評価入札により落札した工事の手持ち件数は、 <b>3件</b> を限度とします。
カウントされる期間	落札決定からしゅん工検査終了日まで

※総合評価入札による工事の手持ち工事(落札決定~しゅん工検査日)が3件に達した場合、以降の総合評価入札による工事の入札は無効といたします。

ただし、しゅん工検査(基準日:公告の日の前日)が完了することによって、その工事はカウントから除かれ、3件に達するまで落札することができるようになります。

## 4. 工事施工実績の対象期間の延長

令和6年度発注する工事の入札参加要件としての工事の施工実績の対象期間  
「平成21年度以後に完成した工事」とします。

## 5. 市内業者への優先発注について

藤沢市からの各種発注は、市内業者を基本とします。

また、藤沢市の経済活性化及び市内企業の育成のため、下請業者の選定、資機材の購入や  
機械・機器類を調達する場合は、市内企業を優先するようにご協力をお願いいたします。

## 6. 現場代理人の常駐要件の範囲拡大（継続）

**契約金額が「2,500万円未満」の工事については、2件まで兼務できることとします。**

**適用期限・・・2025年(令和7年)3月31日までの時限的措置**

※兼務を希望する場合は、兼ねる元工事・兼工事それぞれに「現場代理人兼務届」の提出が  
必要となります。両工事の契約担当課へ提出してください。

## 7. 参考設計図書の添付

入札公告時に、参考設計図書（図面等）をイメージ添付する場合があります。

## 8. 測量業務の専任配置技術者の設定

測量業務の配置技術者を、専任とする場合があります（導入する案件については、個別の入札  
公告に記載します。※専任の取扱は、建設業法における技術者制度に準じて運用します）。

## 9. 社会保険等の加入について

受注者（元請業者）においては、社会保険等の加入を入札参加資格登録時点から求められてい  
ますが、公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、社会保険等未加入業者（届出の義務がない者  
を除く）を一次下請け工事業者とすることができなくなりましたので、元請・下請け問わず、  
今後もより一層の社会保険等への加入について取り組んでください。

## 10. 施工実績の調書について

入札事務の負担軽減のため、工事施工実績事前確認調書については、土木一式及び建築一式の工種を  
対象に募集を行います。

なお、この提出を行うことにより、実績要件を設ける各案件毎の「工事施工実績調書」の添付書類（契約  
書等の写し）と記載の省略ができます。

募集については、4月中旬にホームページ上で行うことを予定しておりますので、ご確認をお願いします。

## 11. 余裕期間制度について

受注者が円滑な施工体制の確保を図るため、労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことが  
できる余裕期間を設定した工事を、一部の工事を対象に試行実施します。

## 12. 前払金対象金額について

昨年度に引き続き工事及び工事に準ずる委託の前払金の対象となる請負代金額を以下のとおり引き  
下げます。

	変更前	変更後
工事	請負代金額3,000,000円以上	請負代金額1,300,000円以上
工事に準ずる委託	契約金額3,000,000円以上	契約金額500,000円以上

### 13. 監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年10月1日施行）により、監理技術者の専任義務が緩和され、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置することで、特例監理技術者が2つまで工事現場を兼務することができるようになりました。

建設業法に基づく管理技術者の専任義務の緩和に伴い、藤沢市契約規則の一部を改正しています。